

2024年6月27日

原告代理人意見陳述

原告 ■■■■■
被告 国

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

東京地方裁判所民事第2部C d 係 御中

言 己

1 ドイツは、ヨーロッパ諸国の中で複数国籍に対して制限的な法制度の国とされてきました。そのドイツで今年、「外国国籍を志望取得したドイツ国民はドイツ国籍を自動的に喪失する」という、我が国の国籍法11条1項と同じ内容の規定を廃止する法改正が行われました。

ドイツの国籍法改正に関する報告や報道などを見ると、「ドイツに一定期間在留する外国国籍者のドイツへの帰化を容易にする、帰化に際し原国籍の離脱を求めない」という点が改正の眼目のようです。外国国籍を志望取得してもドイツ国籍を喪失しない、という法改正は、「外国国籍者がドイツ国籍を取得しても外国国籍を失わないのに、ドイツ国民が外国国籍を取得したらドイツ国籍を失わせるというのはあまりにもバランスを欠く」という考慮からだと推測されます。

原告は、「ドイツが外国国籍の志望取得による自国籍の喪失規定を廃止したのだから、日本も廃止すべきだ」とか、「ドイツが複数国籍を認めたのだから日本も認めるべきだ」などと短絡的なことを言いたいものではありません。「国籍唯一の原則は国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のあるべき姿である」という被告の主張がもはや通用しない議論であること、そして、国籍法11条1項が合理性を有するか否かは、「他の国でも同じ制度があるから」ではなく、日本の国籍法全体の中の位置付けで判断されるべきこと、を示したいのです。

我が国の国籍法は、国籍唯一の原則を実現するために、国籍選択制度を採用しています。外国国籍を志望取得して複数国籍となった人も、最終的に国籍選択制度によって複数国籍が解消されることになります。これが我が国の国籍法における「国籍唯一の原則」です。この制度を設けた上でなお、国籍法11条1項が必要不可欠であるとする具体的・現実的理由を、被告は全く示していません。他方で、国籍法11条1項は、知らないうちに日本国籍を剥奪するという、重大な不利益を本人に生じさせています。このように、日本国民の重大な権利侵害に釣り合うような制度の必要性が全く見いだせない国籍法11条1項を存続させることに合理性がないことは、明らかです。

2 原告が英国国籍を取得したのは、わずか2歳の時であり、その申請を行った当時は家族と一緒に日本に住んでいました。両親が、日本国民として生まれ、現に日本に住んでいる原告の日本国籍を失わせることを意図していなかったことは、明らかです。また、日本国民として生まれ、現に日本に住んでいる、わずか2歳の原告の日本国籍を剥奪しなければならない必要性も全くありません。被告も、本件の原告の日本国籍を喪失させなければならない理由を何も示していませんし、理由が示せるとも思いません。少なくとも本件においては、国籍法11条1項は「あるから適用する」というだけの、ほんのわずかな必要性すら見いだせない、空虚な規定なのです。

3 国籍法11条2項は、複数国籍者が外国の法令により外国国籍を選択したときは日本国籍を喪失するとしています。ここで「外国の国籍を選択する」とは、日本の国籍選択宣言と同様の内容、つまり、外国の国籍を選択し、かつ日本国籍を放棄す

る意思を表明することを意味する、と解釈されています。条文の文言にない「日本国籍を放棄する意思を表明したとき」という要件を加えてまで、日本国籍喪失にあたっての本人の意思を尊重しているのです。そのことと比べても、国籍法11条1項が本人の意思を無視して日本国籍を喪失させるとしていることがいかに異常であり、不合理であるかは明らかです。

4 日本国民の国籍の取得の大半は国籍法2条1号による「出生による取得」ですが、憲法22条2項は、このように本人の意思によらずに与えられた国籍であっても、本人の意思のみによって離脱することを認め、国家が制限を課すことを禁じています。まさに佐藤幸治教授が「非任意的大結社たる国家からの離脱を認めるもので、個人の精神の独立に究極の価値をおいて国家を捉える立場の帰着点といえるものである。」と述べるとおりです。1984年の国籍法改正は複数国籍の発生を広く認めましたが、それだけでなく、複数国籍の解消も、強制的なものではなく、あくまで本人の自由な選択によるべきである、として国籍選択制度を創設しました。その根底に、国籍離脱の自由の絶対的保障の思想があったことは明らかです。このような憲法22条2項の思想及びそれを具体化し国籍選択制度を創設した現行国籍法の下で、なぜ外国国籍を志望取得した場合だけ、国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させることが正当化されるのでしょうか。

5 1984年の国籍法改正当時、現行の国籍法11条1項は強制的な国籍はく奪の規定とは考えられていなかったのかもしれませんが。1984年5月10日の参議院法務委員会において、枇杷田政府委員が。「我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を持っておる者について、本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません。」(甲9・4頁第2段)と述べていることから、そのように推測されます。けれども、現実には国籍法11条1項が本人の意思によらずに日本国籍を喪失する制度であり、そのことはこの裁判でも明らかになっています。この国会答弁から見ても、国籍法11条1項は、1984年の時点で立法者意思に反した制度であったわけですから、この規定が廃止されるべきことは、当然といえます。

6 以上より、国籍法 11 条 1 項は、違憲無効とされるべきです。

以 上